

## 豊丘村の自然環境と開発行為との調和に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、豊丘村の自然環境と開発行為との調和に関する条例(平成28年条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例の定めるとおりとする。

### (抑制区域)

第3条 条例第8条第1項で規定する事業抑制区域を定めるときは、条例第9条に規定する届出が提出された後、現地確認及び別表2に掲げる関係課と協議、豊丘村環境保全審議会(豊丘村環境保全条例(平成25年豊丘村条例13号)第45条)の答申を受け、村長が定めるものとする。

2 村長は、届出のあった事業区域を抑制区域として定める場合は、事業者にその旨を通知するものとする。

### (届出)

第4条 条例第9条第1項に規定する届出は、事業に着工する60日前までに行うものとする。

2 前項の届出は、事業届出書(様式第1号)に、別表1に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 条例第9条第2項の規定による変更の届出は、事業者変更届出書(様式第7号)によるものとする。

4 条例第9条第3項の規定による変更の届出は、事業変更届出書(様式第8号)に、第2項に掲げる図書のうち変更を行う事項に係る図書を添付して行うものとする。

5 事業者は、前3項の届出について正本、副本を各1部作成し、村長へ提出するものとする。

### (事業内容等の軽微な変更)

第5条 条例第10条第2項及び第11条第2項に規定する事業内容等の変更が軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積、建築面積及び工作物設置面積の縮小
- (2) 事業区域の面積、建築面積及び工作物設置面積規模の3割未満の拡大
- (3) その他村長が認めるもの

(該当自治会の理解を得られない理由)

第 6 条 条例第 10 条第 3 項に規定する理解を得られない理由があるときは、次に掲げるものとする。

- (1) 該当自治会が事業者の説明又は協議に応じないとき。
- (2) 該当自治会が理解を得られない理由を明らかにしないとき。
- (3) その他村長がやむを得ないと認めるとき。

(近隣関係者の理解を得られない理由)

第 7 条 条例第 11 条第 3 項に規定する理解を得られない理由があるときは、次に掲げるものとする。

- (1) 近隣関係者が事業者の説明又は協議に応じないとき。
- (2) 近隣関係者が理解を得られない理由を明らかにしないとき。
- (3) 近隣関係者が長期の不在、入院等の理由により説明することが困難と認められるとき。
- (4) その他村長がやむを得ないと認めるとき。

(審査)

第 8 条 条例第 12 条に規定する審査の項目は、別表 2 に掲げる事項とする。

- 2 事業者は、条例第 12 条に規定する審査について、審査依頼書(様式第 9 号)に第 4 条第 2 項に掲げる図書のうち審査に係る図書を添付して、村の審査を受けるものとする。
- 3 村長は、事業者に対し条例第 12 条に規定する審査の結果を、審査結果通知書(様式第 10 号)により通知する。
- 4 事業者は、村長に対し前項の通知について、審査結果回答書(様式第 11 号)により回答するものとする。

(指導、助言又は勧告)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項の指導、助言又は勧告は、指導、助言又は勧告書(様式第 12 号)によるものとする。

- 2 条例第 13 条第 2 項に規定する報告は、処理状況報告書(様式第 13 号)によるものとする。

(協議の終了の通知)

第 10 条 条例第 14 条に規定する終了の通知は、協議終了通知書(様式第 14 号)によるものとする。

- 2 事業者は、前項の通知書の通知日から 1 年以内に、次条に規定する事業の着手の届出を行うものとする。

(工事の着手等の届出)

第 11 条 条例第 15 条の規定による事業の着手、完了、中止又は再開の届出は、  
工事届出書(様式第 15 号)によるものとする。

(公表)

第 12 条 条例第 18 条第 2 項に規定する事前の公表通知は、公表の事前通知書(様  
式第 16 号)によるものとする。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

図 書	備 考
1 事業計画書	様式第 2 号
2 法人の登記簿謄本	事業者が法人の場合
3 位置図、案内図	
4 土地利用計画図	縮尺 1 / 1000 以上
5 土地造成計画平面図	縮尺 1 / 1000 以上
6 土地造成計画縦断図	縮尺 縦 1 / 100 横 1 / 1000 以上
7 土地造成計画横断図	縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200
8 給排水計画平面図	
9 流量計算書	
10 排水施設構造図	
11 建築物設計図	平面図 立面図 断面図
12 工作物設計図	平面図 立面図 断面図
13 地籍図	地籍図は説明に係る範囲、地番、所有者を 記入し、対照表と照合できること
14 該当自治会説明会報告書	様式第 3 号
15 近隣関係者説明報告書	様式第 4 号
16 説明会等対照表	様式第 5 号
17 公共施設と土地境界確認書 の写し	
18 排水に係る放流承諾書	

19 事業区域等状況調書	様式第6号
20 他法令による許可等を受けている場合はその写し	
21 その他村長が必要と認める 図書	

別表2（第3条及び第8条関係）

豊丘村の自然環境と開発行為との調和に関する条例施行規則第3条及び第8条に係る審査項目

- 1 総務課
  - (1) 総合振興計画に関する事
  - (2) 公有財産に関する事
- 2 環境課
  - (1) 自然環境に関する事
  - (2) 騒音及び振動に関する事
  - (3) 廃棄物、土壌汚染及び水質汚濁に関する事
  - (4) 希少野生動植物に関する事
  - (5) 環境影響評価に関する事
  - (6) 水道水源域の保護に関する事
  - (7) 景観に関する事
- 3 産業建設課
  - (1) 森林法に関する事
  - (2) 農業振興地域に関する事
  - (3) 法定外公共物に関する事
  - (4) 村道の管理に関する事
- 4 教育委員会
  - (1) 通学路の安全に関する事
  - (2) 文化財の保護に関する事
- 5 農業委員会
  - (1) 農地転用に関する事